

令和7年度「新潟市副業関係人口創出事業」企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（150点満点）をその提案者の得点とする。
 選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------|-------------------------------------|---|------|
| 大項目 | 小項目 | | |
| 1 実施内容 | (1) 社会情勢・実施目的の理解 | 本市の課題やニーズを的確に分析した上で、事業の実施方針を明確に定めていること | 10点 |
| | (2) 地域課題等解決プロジェクトの企画・運営 | プロジェクトに参画する事業者等の掘り起こしや、プロジェクトの企画について、効果的な内容が提案され、実施が見込めること | 30点 |
| | (3) 地域課題等解決プロジェクトに参画する副業等人材の募集 | プロジェクトに参画する副業等人材の募集について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 15点 |
| | (4) 副業等人材の活用促進プロモーション | 市内事業者に向けて、課題を解決するために外部人材を活用した事例や利点の周知などを通じて意識醸成を図り、市全体で副業等人材を活用するための機運醸成を図るための効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 35点 |
| | (5) 外部副業人材と市内事業者とのマッチング事例の周知および一部実践 | 将来的なマッチングの仕組構築に向け、外部副業人材と市内事業者との直接的なマッチングについて、効果的な内容が提案され、実施が見込めること | 10点 |
| | (6) 地域おこし協力隊の任務遂行の支援 | 協力隊制度を理解した上で、事業の効果的な実施に向けて適切な支援体制が提案され、実施が見込めること | 10点 |
| 2 実施体制 | (1) 業務の実現可能性 | 責任者、業務担当部署など業務進行管理体制などが明確にされ、実施スケジュール等から事業の確実な実施が見込めること | 20点 |
| | (2) 適切な進行管理 | 業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理の適切な実施が見込めること | 10点 |
| | (3) 個人情報管理・法令遵守 | 個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込めること | 5点 |
| | (4) ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | 「別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目」のうち1つ以上に該当する | 5点 |
| 合 計 | | | 150点 |

別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目

| 選定基準・ 評価項目 | 採 点 基 準 | 確認書類 |
|------------------------------------|---|----------------------------|
| ワーク・ライフ・ バランス 等を推進す る取り組み | □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している。 | 計画届の写し |
| | □次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。 | 認定証の写し |
| | □厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。 | ホームページの 宣言企業詳細 画面の写し |
| | □新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。 | 登録証の写し |
| | □過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。 | 申請書及び許可 書の写しなど |
| | □役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。 | 確認できる書類 |
| | □女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。 | 認定証の写し |
| | □女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。 | 計画届の写し |
| | □新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む） | 受賞決定通知又 は表彰状の写し |

- ※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する
- ※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する
- ※ 評価基準点を90点とし、各委員による評価の合計点の平均が90点を下回る者は失格とする
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が90点を上回っても、大項目毎の得点が基準に満たない場合には失格とする